

# 防 災 計 画

多機能型事業所 ラ・ルーチェ

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、ラ・ルーチェにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、ラ・ルーチェに勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者		橋本 亮司	
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名
事務室/休憩室 相談室等	井上 昭生	事務室・休憩室	井上 昭生
		相談室	井上 昭生
		シャワー/洗面/洗濯室	井上 昭生
		トイレ	井上 昭生
		廊下	井上 昭生
		女子更衣室	小川 真代
		男子更衣室	尾崎 太紀
		製造班男子更衣室	尾崎 太紀
		製造班女性更衣室	小川 真代
		製造班用トイレ	小川 真代
カフェ・ショツプ	岡田 貴志	カフェ	岡田 貴志
		ショツプ	
製造作業室等	森 善真	製造作業室	森 善真
		食品倉庫	
体験作業室	岡田 貴志	体験作業室	岡田 貴志
お客様用トイレ			
事業所外回り			

(建物等の自主検査)

第4条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象	実施月日	検査対象	実施月日
建築物	廊下等	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画		
消防用設備等	1月1回		

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、ラ・ルーチェ管理者（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。

(職員等の遵守事項)

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- イ 火気使用器具は使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、自動販売機等）を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者に報告する
- オ 非難経路は、別表1に通りとする。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するために 上田消防建設株式会社に委託して次により法定点検を実施する。

- 2 消防用設備等の法定点検に関しては、六ヶ月に一回実施する。
- 3 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、ラ・ルーチェ管理者に報告し、改修を図らなければならない。
- 4 消防用設備等の法定点検の結果は、1年に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。
    - (1) 自衛消防組織隊の組織 ..... 別表 2
    - (2) 任務分担表 ..... 別表 2
- (震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとするとともに、法人危機管理規程に基づき、利用者・職員等の怪我の有無、施設の被害状況等、管理者より危機管理委員会に報告する。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

以下は法人での備蓄品を記載

備 蓄 品 目	数 量	備 蓄 場 所
---------	-----	---------

飲料水（1人1日あたり 20）※5日分	3400	事務室・休憩室 収納
非常用食料（缶詰、主食等）※5日分	1020食	
懐中電灯	5台	
携帯用ラジオ	2台	
カセットコンロ	5台	
カセットコンロ（ガス）	10本	
サランラップ	5本	
電池 単1（60本）単3（30本）	単1（60個） 単3（20個）	
携帯カイロ	340個	
タオル	340枚	
ビニール袋	200枚	
簡易トイレ	2台	

キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保管品目	数量	保管場所
軍手	200双	事務室・休憩室 収納
ヘルメット	5個	
ビニールシート	5枚	
ロープ	5本	

※備蓄食等に関しては平成33年度までに3日分、平成37年度までに5日分を揃える。

## (2) 地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員等は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当責任者は、火災第二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

## (3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

### ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は入所者等に知らせる。

### イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

- (ア) 火災発生時の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
- (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
- (ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

### ウ 避難誘導

避難誘導班は、利用者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

- (ア) 利用者等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。
- (イ) 利用者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。
- (ウ) 利用者等を広域避難場所（松山市立堀江小学校）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(大雨・土砂・津波災害対策)

第9条 大雨・土砂・津波時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 情報収集と事業所との連携

(ア) テレビ、インターネット等（気象情報・松山市砂防情報等）による情報収集

(イ) ラジオによる情報収集

(ウ) 町内放送等（福角町）による情報収集

(2) 避難・誘導・報告等

(ア) 利用者等を安全な場所（くるみ園園舎2階等）へ避難、待機を開始する。

(イ) 職員は非常持ち出し袋等を携帯し活用する。

(ウ) 避難誘導の際には、利用者等への情緒面や転倒に配慮し誘導する。

(エ) 避難完了後、利用者の怪我等の確認、点呼を行い応援が到着するまで無理な行動は避けて利用者把握等に努める。

(オ) 大雨・土砂・津波の避難経路は別表3通りとする。

(カ) 危機管理規程に基づき、利用者・職員等の怪我人の有無、施設の被害状況等、管理者より法人危機管理委員会に報告する。

(教育訓練)

第10条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について

イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について

ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について

エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について

オ その他必要な事項について

3 防火管理者等が行う防火・防災に関する訓練は、年2回実施する。

4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合はあらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により、また、その実施結果については「消防訓練実施結果報告書」により、それぞれ消防署長に報告する。

(消防機関等への報告、連絡)

第11条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

(1) 消防計画の作成（変更）届出

(2) 防火指導等の要請

(3) 消防用設備等の点検結果の報告

(4) その他防火管理上必要な事項

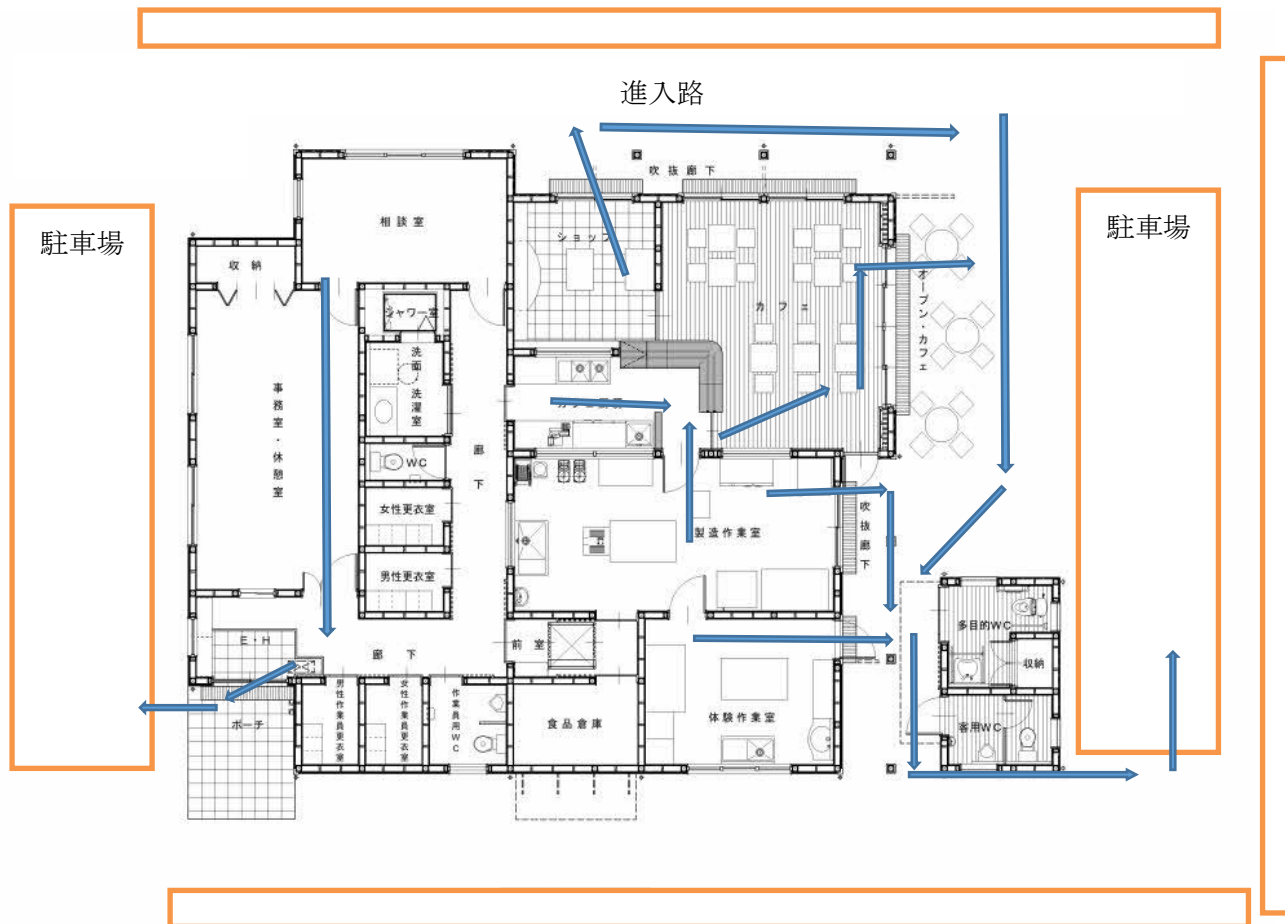
(5) 関係機関連絡は緊急連絡一覧により連絡を行なう。（別表3）

附 則

この計画は、30年4月1日から施行する。

事業所内の避難経路 (火災・地震)

道路

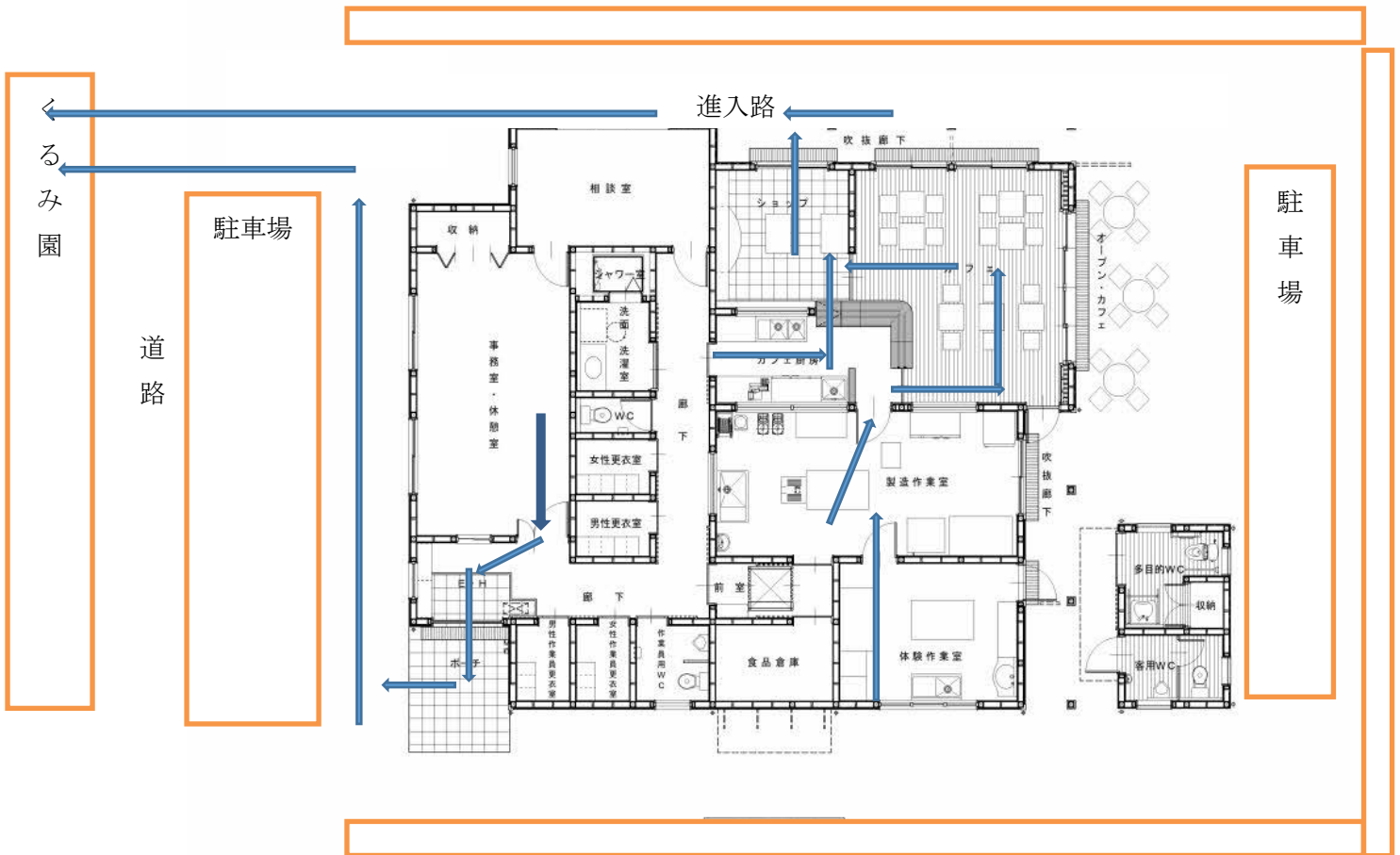


## 自衛消防組織編成表及び任務分担表

管 理 者	防 火 管 理 者	<p>通報連絡班</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           森 善真（生活介護）・岡田 貴志（就労継続 B 型）            任務分担・119 番で消防機関へ通報する。・施設内の非常連絡を行う。・関係機関への連絡を行う。         </div> <p>避難誘導班</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           小川真代・窪田寿賀子（生活介護）            梶田加菜子・井上 夏紀（就労継続 B 型）            任務分担・出火時における非難の誘導、逃げ遅れた者の確認を行う。         </div> <p>避難誘導班（救護）</p>
井 上 昭 生	橋 本 亮 司	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">           小島 未怜（生活介護）・中越 美穂（就労継続 B 型）            業務内容・避難器具により逃げ遅れたものを避難させる。         </div> <p>消火班</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           右近 勝夫・尾崎太紀（生活介護）            橋本 亮司（就労継続 B 型）            任務分担・消火器による初期消火を行う。         </div>

※災害発生時には、公設消防隊へ正確な情報を提供するとともに公設消防隊の活動の支障にならないようにすること。

事業所内の避難経路



別表 4

緊急連絡一覧表

機関名	連絡先	機関名	連絡先
城北消防署	089-979-5081	上田消防建設株式会社	089-924-3822
松山西警察署	089-952-0110	愛媛総合警備保障	089-971-2010
堀江駐在所	089-978-0350	福角保育園	089-978-3258
堀江病院	089-978-0783	松山福祉園	089-979-3528
福角病院	089-979-5561	いつきの里	089-979-4566
救急案内	089-925-4665	くるみ園	089-979-5026
四国電力	089-9741-6111	堀江保育園	089-978-0356
NTT西日本	116（携帯の場合 0800-2000116）	地域生活者支援室	089-978-7778